

申請概要

1 申請者

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT西日本」という。)

2 申請年月日

平成22年2月26日(金)

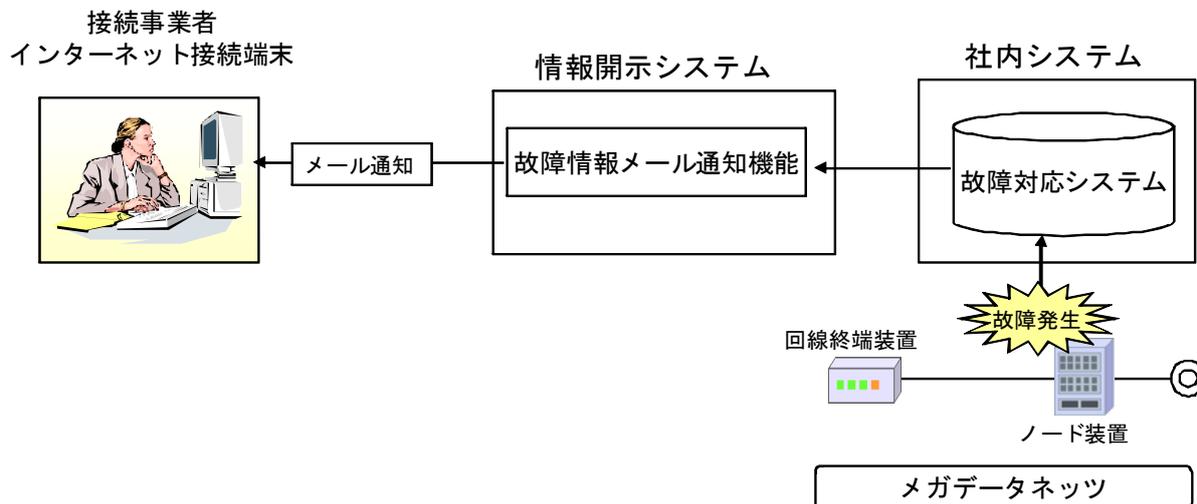
3 実施時期

認可後、速やかに実施。

4 概要

NTT西日本では、メガデータネット※回線(データ伝送サービス)に係る故障情報等について、これまで接続事業者からの問い合わせに応じて提供していたところである。今回、接続事業者がNTT西日本に対して事前に登録を行うことにより、接続事業者からの問い合わせの有無に関係なく、NTT西日本が故障を発見した際、その旨をメールにより通知することを可能とするための機能に係る網改造料等を、接続約款に新たに規定するものである。

※ メガデータネットとは、企業や行政機関のプライベートネットワークを構築するためのATM技術を用いた法人向けネットワークサービスをいう。



5 主な変更内容

現在、NTT西日本のメガデータネット回線において故障が発生した場合には、接続事業者からNTT西日本に対して電話等で問い合わせを行い、故障の発生状況や故障対応の進捗状況を確認する必要がある。

今回、接続事業者からの要望を受け、事前登録を行った接続事業者に対して、NTT西日本が故障を発見した際、その旨をメールにより通知※する機能を新たに追加するため、当該機能に係る網改造料及び本機能提供のために必要な情報を事前に登録する場合の手続に要する費用を接続約款に新たに規定するものである。

なお、本機能は、接続事業者が利用しているメガデータネット回線について、事業者単位で適用される。

※通知先は事業者単位で同一、通知先のメールアドレスは一事業者につき最大5つまで登録可。

対象		概要	算出方法
網改造料	故障情報等提供機能	メガデータネット回線の故障情報等を接続事業者に提供するための機能	接続約款料金表の網改造料の算定式により算出
手続費	故障情報等提供に係る登録手続費	上記機能を接続事業者に提供するために必要となる情報を事前登録する場合の手続に要する費用	実費（1件ごとに） （作業単金×作業時間× （1+貸倒率））

6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者からの要望を受け、メガデータネット回線に係る故障情報等提供機能を接続約款に規定するものであるが、網改造料及び手続費に係る費用負担については接続約款に記載の所定の算定式に基づいて計算されるものであることから、電気通信事業法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。